

羽鳥理事長様

佐藤会長様

お世話になります。

昨日、マンション管理士会を經由して届きました管理組合宛の「防災訓練」につきましての、国の補助の対象となる募集要項です。

全国で十数の管理組合が対象だそうですので、応募して対象になるかわかりませんが、経費など上限で60万円ほどが出るようなので、この際ご検討いただきたいと思います。送られてきました要項・様式を送ります。

和泉中央南ハイツは防災力向上マンションに認定されておりますので、国や事務局も安心され、対象になる可能性は高いと思います。

明日の理事会の前に伺いますので、その際に内容の説明や協議を行わせていただきます。

事前に、ご検討いただきますと幸いです。

木畠 義法

内閣府 マンション防災に係るマニュアル策定事業 防災訓練参加マンション及び専門家派遣に係る公募 募集要項

1. 事業概要

(1) 事業の概要

本事業は、マンション密集地域において大規模災害が発生した際の在宅避難を前提とした防災対策の強化を目的とするものです。そのための防災訓練の企画・運営に加え、実施に要する費用の支援や専門家の派遣による助言、管理規約の整備支援等を通じて、マンション防災の取組を総合的に支援します。対象や訓練の概要は以下のとおりです。

- ・全国のマンション約 15 箇所を対象とします。
- ・各マンションでは、事前打合せを行った上で、約 2 時間の防災訓練を計画・実施します。
- ・訓練内容は、安否確認・情報伝達、備蓄品確認、簡易トイレ使用方法の周知を必須とし、加えて各マンションの実情に応じた訓練も実施可能です。
- ・事務局及び専門家は当日運営や講話等を担い、訓練後 1 カ月以内に振り返りを行います。これらの結果を踏まえ、課題や優良事例等を整理し、より実践的な防災マニュアルの策定につなげ、マンション防災の普及及び定着を図るものです。

(2) 本事業における支援内容

- ・防災訓練計画の策定から訓練の実施、訓練実施後の振り返りまで、事務局及びマンション防災対策の実績を有する専門家（マンション管理士又は管理業務主任者）が伴走支援します。
- ・防災訓練の実施に係る支援に要した経費として、訓練を実施したマンション 1 件あたり 65 万円（税抜き）を上限とする金額を派遣専門家に対してお支払いします。
- ・本事業の実施に要した経費のうち、人件費以外の経費は、訓練終了後に派遣専門家から一括して事務局に請求することとなります。（人件費については、防災訓練実施後の振り返りや、訓練実施報告書等の取りまとめ作業に要した分も請求可能ですので、訓練実施報告書等のご提出時に事務局にご請求ください。）

(3) 実施期間

- ・令和 8 年 8 月～12 月（防災訓練の実施を 8 月下旬～11 月に予定し、防災訓練の振り返りも合わせて実施いたします。）

(4) 事業スキーム

- ・募集方法は大きく分けて以下の 2 つに分かれます。
 - A) 防災訓練の実施に支援を希望するマンションについて、マンションの防災に関する知見や経験を有する専門家が、自ら防災訓練を支援する
 - B) 防災訓練の実施に支援を希望するマンションが事務局に直接応募する

②	●防災訓練計画の作成や防災訓練の実施等に関して専門家・事務局との協議に対応する担当者を管理組合等に配置し、専門家・事務局と事前打合せ等や訓練実施までの間の継続的な協議に協力できること
③	●訓練計画の内容や、専門家による防災対策向上に向けた支援の実施内容について、マンション内への周知（理事会での情報提供、マンション内への周知等）を実施できること
④	●防災訓練当日の専門家・事務局の立ち会いの受け入れ、及び訓練実施後の振り返り（当日または訓練後1か月以内）の実施に協力できること
⑤	●マンションの概要や防災訓練の実施内容について内閣府が公表する資料等で紹介する可能性がある旨を承諾できること
⑥	●昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているマンション（新耐震基準） ●旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたマンション

②派遣専門家

①	●マンション管理士・管理業務主任者のいずれかの資格を有すること
②	●マンション防災対策に関する助言・支援等の実務経験を有すること
③	●派遣専門家に就任した際、以下の内容を実施することについて理解していること ア) 防災訓練を実施するマンションに対して、訓練計画の作成や内容について専門的観点から助言をすること イ) 防災訓練に立ち会い、当日の運営準備や訓練の進行について管理組合等担当者への協力を行うこと ウ) 防災訓練実施後の振り返りに協力を行うこと エ) 事務局が提供する様式に防災訓練の実施報告書を作成すること（振り返りを経た専門家から見た成果・課題等）
④	●官公庁からの行政処分を受けている期間中の者でないこと
⑤	●派遣専門家としての支援の実施に要した費用は、事務局が経費精算資料に基づく検査を実施すること、及び事務局による検査の結果、支援の実施に要した費用の額が派遣開始時の支出計画に基づく額（上限65万円（税抜き））を下回る額で精算される可能性があることを理解していること

項目	時期	マンション管理組合等	派遣専門家	事務局
防災訓練の振り返り実施	8月下旬 訓練実施後 から概ね 1か月以内	✓防災訓練実施後の振り返り にご協力いただきます。 ✓訓練を通じた防災対策に対 する理解度や、参加のしや すさ、次回以降への希望等 についてご意見をお願いい たします。	✓防災訓練実施後の振り返り にご協力いただきます。 ✓専門的な観点から、訓練の 妥当性や改善が必要な課題 等についてご意見をお願い いたします。	✓防災訓練実施後の振り返り を実施いたします。 ✓振り返りは、管理組合等の 意向を踏まえて、訓練当日 の終了後現地に於て、または 訓練実施から概ね1か月以 内に実施いたします。
支援内容 に関する 実施報告書 等の提出	9月下旬 (振り返り 実施後) ～12月末	—	✓以下の書類を事務局にご提 出いただきます ①事務局が提供する様式に防 災訓練の実施報告書（振り 返りを経た専門家から見た 成果・課題等） ②支援期間中に作成した資料 ③防災訓練の実施に要した費 用について請求書等の証跡	✓防災訓練の実施結果を取り まとめ、内閣府に報告いた します。
経費支払	令和9年 1月末	—	✓防災訓練の実施に要した経 費を本事業事務局にご請求 いただきます。	✓専門家から提出された証跡 を確認の上、支援金額を確 定し、専門家への支払いを 行います。

4. 本事業の支援対象となる経費

(1) 全般共通事項

- ・訓練の実施内容、実施方法、実施スケジュールとの整合性に十分留意し、訓練の実施に真に必要な経費のみを計上すること。
- ・また、計上できる経費は、本事業の実施期間に限る。
- ・なお、事業として市区町村から金銭を受領しているものや、他の補助金等により経費措置を受けているものは対象とならないので留意すること。
- ・以下に記載する経費以外の経費については、原則として本事業の対象経費としない。

(2) 費目ごとの事項

事業費区分	費用計上時の留意事項
人件費	・派遣専門家及び訓練実施のために直接従事したスタッフの直接作業時間に対する給料及びその他手当とする。計上可能な作業時間としては、訓練計画の作成、管理組合等が主体となって実施する防災訓練の実施等の取組を可能とするための管理規約等の改定、総会・理事会開催支援（会議資料の作成、当日の出席・質疑応答対応）等が挙げられる。 ・人件費は、単価等と作業時間により計上することとする。 ・単価等は、管理組合等から受託業務に係る報酬等の単価基準によること。必要に応じて単価基準や理由書の提出を求めて妥当性を確認する場合がある。

事業費区分	費用計上時の留意事項
消耗品費	・ 訓練を実施するため必要な資材や備蓄品サンプル（非常食や携帯トイレ等）等の消耗資材・用具の経費（本事業の実施期間内または一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物品）。
通信運搬費	・ 事業を実施するため必要な郵便料、電話料、データ通信料、資料等の運搬費。

（３）本事業の支援対象とならない経費

- ・ 工事費及び工事費に相当する経費
- ・ 訴訟に要する経費
- ・ 当該事業の実施に際して、必要不可欠と客観的に説明の出来ない備品購入費等の費用（デジタルカメラ・プロジェクター・パソコン・拡声器・什器等の防災訓練以外の活動にも転用できる備品等の購入費、視察費等）
- ・ 飲食料費（コーヒー、茶菓子、弁当等）

（４）経費の支払い

- ・ 支援額は、訓練を実施したマンション１件あたり 65 万円（税抜き）を上限とし、防災訓練の実施に係る支援に要した実費と 65 万円のいずれか低い金額を支払います。
- ・ 事務局から派遣専門家に対して支援金を支払います。
- ・ 応募者は、訓練に要した経費のうち、人件費を除く経費は、防災訓練実施後概ね 1 か月以内に、経費に係る請求書等の証跡を事務局へご提出ください。
また、訓練及び訓練実施後の振り返り、実施報告書等のとりまとめ等、派遣専門家としての支援の終了後概ね 1 か月以内に、経費に係る請求書等の証跡を事務局へご提出ください。

５．説明会の開催

- ・ 開催日時：令和 8 年 7 月 14 日（火）15:00～16:00
- ・ 開催場所：オンライン開催（Zoom）

説明会の会議 URL：

<https://murc-jp.zoom.us/j/99832994233?pwd=ThXErOXIrqZCC7nvlIwZPf7wRdV7gw.1>

→右の二次元コードからもアクセスいただけます。

接続時に以下のミーティング ID・パスコードのご入力が必要ながございます。

ミーティング ID: 998 3299 4233

パスコード: 268730



- ・ なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意です。
- ・ また、説明会は録画しておりますので、希望者は事務局までメール（mansion-bo@murc.jp）でお問い合わせください。

※オンラインでの説明会参加や録画の視聴が困難な場合、別途柔軟に対応いたしますので、希望者はメール（mansion-bo@murc.jp）でお問い合わせください。

(3) 申込書の交付及び提出先及び提出期限

- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
マンション防災に係るマニュアル策定事業事務局
政策研究事業本部 経済財政政策部 花輪、中村、柏崎
- メール： mansion-bo@murc.jp

- ・提出期限は、令和8年7月31日（金）といたします。

7. 選定

- ・上記6. に示す応募書類の提出を受け、以下の事項等について審査した上で、防災訓練を実施するマンション及び派遣専門家を決定し、本事業事務局からすべての応募者へ電子メールにて通知いたします。

- 1)派遣専門家は、2. に示す応募要件をすべて満たしている応募者から選定いたします。
- 2)選定する派遣専門家の人数は、1名で複数マンションに対する支援を行う場合も加味して10～15名程度を想定しています。
- 3)想定数以上に応募があった場合は、提出された応募書類のうち、様式2に記載された以下の①から③の事項を考慮して、優先的に選定いたします。
 - ①当該専門家の対応可能な支援内容
 - ②当該専門家の過去の支援実績
 - ③他のマンションへの水平展開の可能性

8. スケジュール

- ・令和8年7月 1日（水）：公募開始
- ・令和8年7月14日（火）：15:00～16:00 オンライン説明会開催
- ・令和8年7月31日（金）：応募申込書提出締切
- ・令和8年8月21日（金）まで：結果通知
- ・令和8年8月下旬～11月末：訓練実施（訓練後の振り返り実施は12月まで）

9. その他の留意事項

- ・応募に係る経費は応募者の負担とします。
- ・提出された書類は、適切に破棄いたします。
- ・提出期限以降に応募書類の差し替え及び再提出は原則受け付けかねますが、応募書類に軽微な不備があった場合については、別途、事務局から修正・再提出をお願いする場合があります。
- ・次の場合には、審査対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
 - (ア) 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合

事務局 殿

申請者 住 所 :

管理組合名 :

代表者氏名 :

内閣府 マンション防災に係るマニュアル策定事業
防災訓練参加マンション及び専門家派遣に係る公募 応募申請書

「内閣府 マンション防災に係るマニュアル策定事業 防災訓練参加マンション及び専門家派遣に係る公募」の募集要項に記載された要件や個人情報保護方針、暴力団排除に関する誓約事項を了承した上で、以下の通り応募いたします。

応募資格を全て満たしていることを確認し、右に☐を付してください。

①	暴力団排除に関する誓約事項（詳細は本応募様式（別添））に制約できること	☐
②	応募者が、その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと	☐
③	応募者の目的や活動が、特定の政治・宗教を広げることが目的としていないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と関わりがないこと	☐
④	本事業に参加して防災訓練を実施することについて、管理組合役員の下承が得られていること（理事会等で説明を実施していること）	☐
⑤	防災訓練計画の作成や防災訓練の実施等に関して専門家・事務局との協議に対応する管理組合担当者を設置し、専門家・事務局と事前打合せ等や訓練実施までの間の継続的な協議に協力できること	☐
⑥	訓練計画の内容や、専門家による防災対策向上に向けた支援の実施内容について、マンション内への周知（理事会での情報提供等）を実施できること	☐
⑦	防災訓練当日の専門家・事務局の立ち合いの受け入れ、及び訓練実施後の振り返り（当日または訓練後1か月以内）の実施に協力できること	☐
⑧	マンションの概要や防災訓練の実施内容について内閣府が公表する資料等で紹介する可能性がある旨を承諾できること	☐

※上記の内容について、応募者は本様式の提出をもって誓約したものとみなします。

※本様式の「別添 誓約書」に、日付・住所・マンション名等及び代表者名をご記入ください。